

ラ・デュース総合在宅ケアセンター 訪問介護事業所 指定訪問介護 指定予防訪問介護相当サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団 慶心会 が開設する、ラ・デュース総合在宅ケアセンター 訪問介護事業所（以下、「事業所」という）が行う指定訪問介護及び指定予防訪問介護相当サービス（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は実務者研修、介護職員初任者研修及び訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員」という）が、要支援及び要介護状態又は事業対象者にあたる高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条

1. 事業所の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定予防訪問介護相当サービスの運営の方針)

第3条

1. 事業所の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
2. 事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービス目標・内容・実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を支援事業者へ報告することとする。
3. 事業の提供に当たっては、利用者の心身機能・環境状態等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の出来ることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 ラ・デュース総合在宅ケアセンター 訪問介護事業所
- ② 所在地 恵庭市黄金中央4丁目7-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤	備考
管理者	介護福祉士		1		サービス提供責任者兼務
サービス提供責任者	介護福祉士		4		
訪問介護員等	介護福祉士	1		4	
	ホームヘルパー2級	1			
事務職員					

(1) 管理者

管理者は、事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画（介護予防サービス支援計画）の作成、変更を行い、利用者の申し込みに係わる調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連絡に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理・研修・技術指導その他のサービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～金曜日（土日祝休み）
- ② 営業時間 9：00～18：00までとする。

サービス提供日及びサービス提供時間

- ① 提供日 365日
- ② 提供時間 24時間とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条

1. 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、事業が法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2. 指定予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 訪問型サービス費Ⅰ（事業対象者・要支援1・2）・・・週に1回程度
- ② 訪問型サービス費Ⅱ（事業対象者・要支援1・2）・・・週に2回程度
- ③ 訪問型サービス費Ⅲ（事業対象者・要支援2）・・・週に2回を超えた場合

3. 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える時点から自宅までの交通費の実施を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ①当事業所では算定しない。

4. 前二項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条

訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、恵庭市・北広島市・千歳市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条

事業所は事業所内において感染症の発生又はそのまん延を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理等)

第11条

事業所は、利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、訪問介護員等に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動などであって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第15条

1. 事業所は、全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ）に対し、個別の訪問介護員等に係わる研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（(外部における研修を含む）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとする。また、そのための業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後2ヶ月以内

② 継続研修 年1回

2. 事業所は、全ての訪問介護員に対し、健康診断等を定期的に実施する。

3. 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4. 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容に含むものとする。

5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団 慶心会 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成23年2月21日から施行する。

この規定は、平成23年9月1日から施行する。

この規定は平成23年12月1日から施行する。

この規定は平成24年4月1日から施行する。

この規定は平成25年4月1日から施行する。

この規定は平成26年5月1日から施行する。

この規定は平成26年8月21日から施行する。

この規程は平成27年9月1日から施行する。

この規定は平成28年10月1日から施行する。

この規定は平成29年7月1日から施行する。

この規定は平成30年4月1日から施行する。

この規定は令和元年6月1日から施行する。

この規定は令和元年 7 月 11 日から施行する。

この規定は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は令和 3 年 6 月 21 日から施行する。

この規定は令和 4 年 3 月 21 日から施行する。

この規定は令和 5 年 3 月 21 日から施行する。

この規定は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は 2024 年 3 月 22 日から施行する。

この規程は 2024 年 8 月 9 日から施行する。